

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペルー	地上デジタル放送人材育成機材整備計画のための贈与に関する 日本国政府とペルー共和国政府 との間の交換公文	地上デジタル放送人材育成機材整備計画を実施するため に必要な生産物及び役務の購入	106,000千円 H30.9.30まで	H26.11.17 リマで (H27.4.16)	日本側 株丹達也在ペルー 大使側 ゴンサロ・グテ イエレス・レイネル外務 大臣	H27.5.18 156号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。